



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年3月8日火曜日 第2248号

### ◇ 目次 ◇

土地改良事業の工事の完了.....	136
漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....	136
開発行為に関する工事の完了.....	136
道路の区域変更（県道宇和明浜線）.....	136
道路の供用開始（県道宇和明浜線）.....	137

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	137
----------------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第262号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年3月8日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	八幡新池地区	平成23年1月31日

#### ○愛媛県告示第263号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年3月8日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年3月8日から3月21日まで

#### ○愛媛県告示第264号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海機船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年3月8日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年3月8日から3月21日まで

#### ○愛媛県告示第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年3月8日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第65号 平成23年3月1日	東温市下林字竿甲2057番1	東温市志津川1080番地3 ユーミー新立101号 小山直志

#### ○愛媛県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町依津3番耕地937番地先	旧	メートル 6.0～15.8	キロメートル 0.266	
		西予市明浜町依津3番耕地613番2から 同町依津3番耕地936番1まで	新	17.0～95.0	0.337	

## ○愛媛県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和明浜線	西予市明浜町依津3番耕地613番2から 同町依津3番耕地936番1まで	平成23年3月8日

---

公 告

---

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年3月8日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年2月23日	特定非営利活動法人愛媛県ケアプラン研究会	井上和弘	松山市持田町4丁目6番3号	この法人は、地域社会に住む人々に対して、認知症になっても、障害があってもその地域でその人らしく暮らせることを支援し、共に学びあって共生社会の実現に寄与することを目的とする。